

資料 2

1月29日 食品衛生分科会

報告品目に関する資料

## (2) 報告品目

### 農薬等

- ・ 1,3-ジクロロプロペン（暫定基準の見直し＋適用拡大） ···· 1
- ・ アゾシクロチニン及びシヘキサチン  
（暫定基準の見直し＋インポートトレランス申請） ····· 4
- ・ エトキシキン（暫定基準の見直し＋魚介類） ····· 9
- ・ シプロジニル（暫定基準の見直し＋インポートトレランス  
申請＋魚介類） ····· 15
- ・ セファゾリン（暫定基準の見直し＋意見聴取） ····· 22
- ・ モネンシン（暫定基準の見直し） ····· 25
- ・ モリネート（暫定基準の見直し＋魚介類） ····· 28

1, 3-ジクロロプロペン (1, 3-dichloropropene)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定												
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。												
構造式	 Z体	 E体	Z体/E体 = 1.5~1.1/1.0										
用途	農薬／殺虫剤												
作用機構	土壤くん蒸用に使用される殺虫剤（殺線虫剤）である。線虫の酵素の求核反応中心（チオール基、アミノ基及び水酸基等のグループ）と化学結合し、酵素活性を阻害することにより殺線虫作用を示すと考えられている。												
適用作物	はくさい／ネコブセンチュウ、にんじん／しみ腐病 等												
我が国の登録状況	はくさい、にんじん等に農薬登録がされている。												
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどうに、EUにおいてにんじん、にんにく等に基準値が設定されている。												
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・強制経口)            無毒性量 2mg/kg 体重/day            安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>												
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 : 1, 3-ジクロロプロペン (E体) 及び 1, 3-ジクロロプロペン (Z体) の和とする。												
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>				TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6 歳)	0.7	妊婦	0.3	高齢者 (65 歳以上)	0.4
	TMDI/ADI 比 (%)												
国民平均	0.4												
幼小児 (1~6 歳)	0.7												
妊婦	0.3												
高齢者 (65 歳以上)	0.4												
意見聴取の状況	平成 25 年 11 月 8 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)												
答申案	別紙 2 のとおり。												

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆 らっかせい	0.01 0.01		申 申			<0.002(#),<0.002(#) <0.002(#),<0.002(#)
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申 申			<0.002,<0.002 <0.002(#),<0.002(#) <0.002(#),<0.002(#) <0.002,<0.002 <0.002,<0.002
てんさい	0.01		申			<0.002(#),<0.002(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 はくさい キャベツ こまつな きょうな チングデンサイ	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申 申 申 申 申 申			<0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002(#),<0.002(#) <0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002,<0.002
ごぼう	0.01		申			<0.002(#),<0.002(#)
レタス(サラダ菜及びしらやを含む。) その他のきく科野菜	0.01 0.01		申 申			<0.002(#),<0.002(#), <0.002(#), <0.002, <0.002(ふき)
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら わけぎ その他のゆり科野菜	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申 申			<0.002(#),<0.002 <0.002(根深ねぎ) <0.002(葉ねぎ) <0.002(#),<0.002(#) <0.002,<0.002 (根深ねぎ、葉ねぎ参照) <0.002,<0.002(らっきょう)
にんじん パセリ セロリ みつば	0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申			<0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.004(#),<0.004(#) <0.005(#),<0.002
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申			<0.002(#),<0.002(#) <0.002(#),<0.002(#) <0.002(#),<0.002(#) (ピーマン参照)
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申 申 申			<0.002,<0.002 <0.002(#),<0.002(#) <0.002(#),<0.002(#) <0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002(#),<0.002(#) <0.003(#),<0.003(#)(にがり)
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟いんげん えだまめ	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		申 申 申 申 申			<0.002,<0.002 <0.002(#),<0.002(#) <0.002,<0.002 <0.002,<0.002 <0.002(#),<0.002(#)
その他の野菜	0.01		申			<0.02,<0.02(うど)
いちご	0.01		申			<0.002(#),<0.002(#)
その他のハーブ	0.01		申			<0.005(#),<0.005(#) (しその花穂)
ミネラルウォーター類	0.02	[REDACTED] 0.02	0.02			

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

注)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起こさない濃度を示す。

## 答申(案)

## 1,3-ジクロロプロペン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01
かんしょ	0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.01
こんにゃくいも	0.01
てんさい	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
はくさい	0.01
キャベツ	0.01
こまつな	0.01
きょうな	0.01
チンゲンサイ	0.01
ごぼう	0.01
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01
その他のきく科野菜 <sup>注1)</sup>	0.01
たまねぎ	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	0.01
にんにく	0.01
にら	0.01
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜 <sup>注2)</sup>	0.01
にんじん	0.01
パセリ	0.01
セロリ	0.01
みつば	0.01
トマト	0.01
ピーマン	0.01
なす	0.01
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01
しろとうり	0.01
すいか	0.01
メロン類果実	0.01
まくわうり	0.01
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.01
ほうれんそう	0.01
オクラ	0.01
しょうが	0.01
未成熟いんげん	0.01
えたまめ	0.01
その他の野菜 <sup>注5)</sup>	0.01
いちご	0.01
その他のハーブ <sup>注6)</sup>	0.01
ミネラルウォーター類	0.02

※今回基準値を設定する1,3-ジクロロプロペンとは、1,3-ジクロロプロペン(E-体)及び1,3-ジクロロプロペン(Z-体)の和をいう。

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

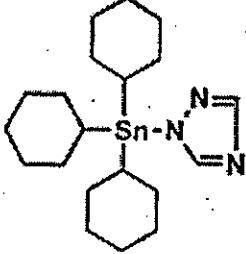
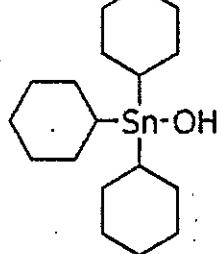
注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

アゾシクロチン (Azocyclotin) 及びシヘキサチン (Cyhexatin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 アゾシクロチン  シヘキサチン										
用途	農薬／殺ダニ剤										
作用機構	アゾシクロチン及びシヘキサチンは有機スズ系の殺ダニ剤である。ジニトロフェノールのアンカップリング部位における酸化的リン酸化を阻害して、ATP生成を抑制することにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	コーヒー・かんきつ／ハダニ 等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	1979年、1981年、1989年、1991年及び2005年にJMPRにおける毒性評価が行われ、1981年にADIが設定されている。国際基準はりんご、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて果実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.0026 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.26 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アゾシクロチン及びシヘキサチンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"></th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">国民平均</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">9.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">27.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">妊婦</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">6.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">8.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	9.3	幼小児(1~6歳)	27.1	妊婦	6.8	高齢者(65歳以上)	8.2
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	9.3										
幼小児(1~6歳)	27.1										
妊婦	6.8										
高齢者(65歳以上)	8.2										
意見聴取の状況	平成25年12月11日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		N.D.				
小麦		N.D.				
大麦		N.D.				
ライ麦		N.D.				
とうもろこし		N.D.				
そば		N.D.				
その他の穀類		N.D.				
大豆		N.D.				
小豆類		N.D.				
えんどう		N.D.				
そら豆		N.D.				
らっかせい		N.D.				
その他の豆類		N.D.				
ばれいしょ		N.D.				
さといも類(やつがしらを含む。)		N.D.				
かんしょ		N.D.				
やまいも(長いもをいう。)		N.D.				
こんにゃくいも		N.D.				
その他のいも類		N.D.				
てんさい		N.D.				
さとうきび		N.D.				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		N.D.				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		N.D.				
かぶ類の根		N.D.				
かぶ類の葉		N.D.				
西洋わさび		N.D.				
クレソン		N.D.				
はぐさい		N.D.				
キャベツ		N.D.				
芽キャベツ		N.D.				
ケール		N.D.				
こまつな		N.D.				
きょうな		N.D.				
チンゲンサイ		N.D.				
カリフラワー		N.D.				
ブロッコリー		N.D.				
その他のあぶらな科野菜		N.D.				
ごぼう		N.D.				
サルシフィー		N.D.				
アーティチョーク		N.D.				
チヨリ		N.D.				
エンダイブ		N.D.				
しゅんぎく		N.D.				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		N.D.				
その他のきく科野菜		N.D.				
たまねぎ		N.D.				
ねぎ(リーキを含む。)		N.D.				
にんにく		N.D.				
にら		N.D.				
アスパラガス		N.D.				
わけぎ		N.D.				
その他のゆり科野菜		N.D.				
にんじん		N.D.				
パースニップ		N.D.				
パセリ		N.D.				
セロリ		N.D.				
みつば		N.D.				
その他のセリ科野菜		N.D.				
トマト		N.D.				
ピーマン		N.D.				
なす		N.D.				
その他のなす科野菜		N.D.				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。) かばちや(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜		N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.				
ほうれんそう たけのこ オクラ しょウガ 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		N.D. N.D. N.D.				
その他の野菜		N.D.				
みかん なつみかん なつみかんの外果皮 なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.5 0.2	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	IT IT	0.2 0.2	0.5 0.5	【<0.01-0.44(n=36)(ブラジル)】 ブラジル
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.2 0.2 0.2	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	IT IT	0.2 0.2		
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.1	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.			0.1	
ぶどう かき	0.3	N.D. N.D.	IT	0.3		
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー <sup>1</sup> パッションフルーツ なつめやし		N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.				
その他の果実		N.D.				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実		N.D. N.D. N.D. N.D.				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なたね その他のオイルシード		ND ND				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		ND ND ND ND ND ND				
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ	0.5	ND ND ND ND	IT	0.5	ブラジル 【<0.02-0.03(n=6)(ブラジル】	
その他のスパイス その他のハーブ		ND ND				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		ND ND ND				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		ND ND ND				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		ND ND ND				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		ND ND ND				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		ND ND ND				
乳		ND				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		ND ND				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		ND ND				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		ND ND				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		ND ND				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		ND ND				
鶏の卵 その他の家きんの卵		ND ND				
魚介類		ND				
はちみつ		ND				
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

上記以外の食品については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格5で食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定められていたが、今般の見直しにより、いわゆる一律基準が適用される。

答申(案)

## アゾシクロチソ及びシヘキサチソ

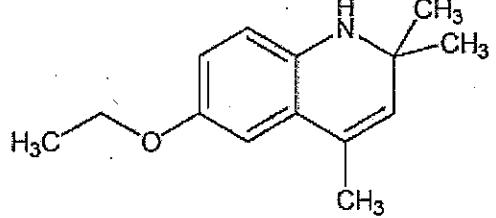
食品名	残留基準値 ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
その他のベリー類果実 <sup>注2)</sup>	0.1
ぶどう	0.3
コーヒー豆	0.5
とうがらし(乾燥させたもの)	5

※今回基準を設定するアゾシクロチソ及びシヘキサチソとは、アゾシクロチソ及びシヘキサチソをシヘキサチソ含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

エトキシキン (Ethoxyquin)

審議の対象	農薬及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>The chemical structure shows a central quinoline ring system substituted at position 2 with a 2-methoxyethyl group (-OCH<sub>2</sub>CH<sub>3</sub>) and at position 4 with two methyl groups (-CH<sub>3</sub>). The nitrogen atom is part of a dimethylaminomethyl group.</p>										
用途	農薬・動物用医薬品／抗酸化剤										
作用機構	飼料の品質維持を目的に、油脂や脂溶性ビタミン（ビタミンA及びE等）等の有効成分の酸化を防止し安定化させるために使用される。										
適用作物／適用病害虫等	りんご・なし／やけ病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。 飼料添加物として指定されている。										
諸外国の状況	海外では抗酸化剤として広く使用されている。香辛料、魚粉、家きん飼料及びその他の動物用飼料等に用いられ、アルファルファやクローバー等の飼料作物においてはカロテンやビタミンEの酸化防止に、チリパウダーやパプリカ等の製造に際しては色の保持のための酸化防止に使用される。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.0083mg/kg 体重/day          [設定根拠] 2世代 生殖毒性試験 (イヌ・混餌)          最小毒性量 2.5mg/kg 体重/day          安全係数 300          遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトキシキンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.6</td> </tr> <tr> <td>幼小兒 (1~6歳)</td> <td>67.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	32.6	幼小兒 (1~6歳)	67.4	妊婦	27.8	高齢者 (65歳以上)	32.0
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	32.6										
幼小兒 (1~6歳)	67.4										
妊婦	27.8										
高齢者 (65歳以上)	32.0										
意見聴取の状況	平成25年12月11日に在京大使館への説明を実施 平成25年12月12日～12月31日パブリックコメントを実施 平成25年12月3日～平成26年1月5日WTO通報を実施										
答申	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 改正前 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チングンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				

食品名	基準値 ppm	基準値 改正前 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろとうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しようが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		3.0				
日本なし	3	3.0				
西洋なし	3	3.0				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				

食品名	基準値 ppm	基準値 改正前 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
その他のオイルシード		0.05				
ざんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉	0.5	0.5		0.5	アメリカ	0.27
豚の筋肉	0.5	0.01		0.5	アメリカ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5		0.5	アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	5	5		5	アメリカ	1.86
豚の脂肪	5	0.3		5	アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	5	5		5	アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.5				0.21
豚の肝臓	0.5	0.3				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5				【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.5	0.5				0.1
豚の腎臓	0.5	0.3				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5				【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.5	0.5				【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	5	5				0.63, 4.56
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5				【牛の肝臓及び腎臓参照】
鶏の筋肉	0.1	0.05				【0.034-0.070(n=5)】
その他の家きんの筋肉	0.1	0.5				【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	7	5				【3.800-5.600(n=5)】
その他の家きんの脂肪	7	3				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	4	2				【1.230-2.360(n=5)】
その他の家きんの肝臓	4	3				【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	7	3				【2.360-4.590(n=5)】
その他の家きんの腎臓	7	3				【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	7	2				【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	7	3				【鶏の腎臓参照】
鶏の卵	1	0.5				【0.472-0.863(n=5)】
その他の家きんの卵	1	0.5	申			投与開始後21日目 【鶏の卵参照】
魚介類(さけ目魚類に限る。)	1	1				【魚介類(すずき目魚類に限る。)参照】
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	1	1				【魚介類(すずき目魚類に限る。)参照】
魚介類(すずき目魚類に限る。)	1	1				【0.13-0.61(n=5)】
魚介類(その他の魚類に限る。)	1	1				【魚介類(すずき目魚類に限る。)参照】
魚介類(甲殻類に限る。)	0.2					0.09, 0.10, 0.07

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

答申

## エトキシキン

食品名	残留基準値 ppm
日本なし	3
西洋なし	3
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.5
牛の脂肪	5
豚の脂肪	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	5
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.5
豚の食用部分	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん <sup>注3)</sup> の筋肉	0.1
鶏の脂肪	7
その他の家きんの脂肪	7
鶏の肝臓	4
その他の家きんの肝臓	4
鶏の腎臓	7
その他の家きんの腎臓	7

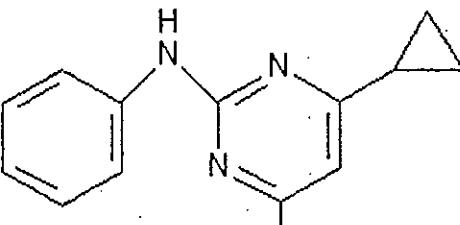
食品名	残留基準値 ppm
鶏の食用部分	7
その他の家きんの食用部分	7
鶏の卵	1
その他の家きんの卵	1
魚介類(さけ目魚類に限る。)	1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	1
魚介類(その他の魚類に限る。)	1
魚介類(甲殻類に限る。)	0.2

注 1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注 2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注 3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シプロジニル (Cyprodinil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請及びインポートトレランス(I.T)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	アニリノピリミジン系の浸透性殺菌剤である。メチオニンの生合成を阻害し、菌糸の植物細胞内への侵入及び伸長を阻害するものと考えられている。										
適用作物	小麦／うどんこ病、りんご／黒星病 等										
我が国の登録状況	小麦、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2003年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は大麦、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、歐州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豆類、たまねぎ等に、オーストラリアにおいてぶどう、仁果類等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に、カナダにおいてリーフレタス、核果類等に及びEUにおいてベリー類、にんじん等において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.027 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.7mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シプロジニルとする。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="563 1651 1437 1898"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>18.5</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI比 (%)	国民平均	18.3	幼小児(1~6歳)	39.8	妊婦	13.5	高齢者(65歳以上)	18.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	18.3										
幼小児(1~6歳)	39.8										
妊婦	13.5										
高齢者(65歳以上)	18.5										
意見聴取の状況	平成25年11月8日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO通報及びパブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
小麦	0.5	0.5	○	0.5		0.102, 0.044
大麦	3	2		3		
ライ麦	0.5	0.5				
とうもろこし	0.5	0.5				
そば	0.5	0.5				
その他の穀類	0.5	0.5				
大豆	0.1	0.1				
小豆類	0.6	0.1	IT		0.6	アメリカ
えんどう	0.2	0.1	IT		0.2	EU
そら豆	0.6	0.1	IT		0.6	アメリカ
その他の豆類	0.6	0.1	IT		0.6	アメリカ
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10			10	アメリカ
かぶ類の葉	10	10			10.0	アメリカ
クレソン	50	50			50	アメリカ
はくさい	1	1			1.0	アメリカ
キャベツ	1	1			1.0	アメリカ
芽キャベツ	1	1			1.0	アメリカ
ケール	10	10			10.0	アメリカ
こまつな	10	10			10.0	アメリカ
きょうな	10	10			10.0	アメリカ
カリフラワー	1	1			1.0	アメリカ
ブロッコリー	1	1			1.0	アメリカ
その他のあぶらな科野菜	10	30			10.0	アメリカ
チコリ	10	30			10	アメリカ
エンダイズ	50	30			50	アメリカ
しゅんぎく	50	30			50	アメリカ
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10		10		
その他のきく科野菜	50	30			50	アメリカ
たまねぎ	0.6	0.05	○・IT	0.3	0.6	アメリカ
ねぎ(リーキを含む。)	4	4			4	アメリカ
その他のゆり科野菜	4	3			4	アメリカ
にんじん	2	0.8			2	EU
パセリ	50	30			50	アメリカ
セロリ	30	30			30	アメリカ
その他のせり科野菜	30	30			30	アメリカ
トマト	0.5	0.5			0.5	
ピーマン	0.5	0.5			0.5	
なす	0.5	0.5			0.2	
その他のなす科野菜	0.5	0.5				
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.7	0.5	IT	0.2	0.70	アメリカ
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.2		0.2	0.70	アメリカ
未成熟えんどう	2	0.6			2	EU
未成熟いんげん	0.5	0.5			0.5	
えだまめ	2	0.6			2	EU
その他の野菜	2	0.5		0.5	2	韓国
みかん	0.1	0.1	○			<0.005, 0.006(±)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.404, 0.401
レモン	3	3	○			(ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			(ゆず参照)
グレープフルーツ	3	3	○			(ゆず参照)
ライム	3	3	○			(ゆず参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
その他のかんきつ類果実	3	5	○			1.184(ゆず)
りんご	5	5	○	0.05		1.97,1.42
日本なし	5	5	○	1		2.03(\$),0.348
西洋なし	5	5	○	1		(日本なし参照)
マルメロ	0.1	0.1				
びわ	0.1	0.1				
もも	2	2				
ネクタリン	2	2				
あんず(アプリコットを含む。)	2	2				
すもも(ブルーーンを含む。)	5	2				
うめ	2	2				
おうとう(チェリーを含む。)	2	2				0.032,0.036
いちご	5	1	IT	2	5	【0.111-2.23(n=8)(米国)】
ラズベリー	10	2	IT	0.5	10	【1.62-6.19(n=5)(米国)】
ブラックベリー	10	2	IT		10	【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	5	3			5	【0.111-2.23(n=8)(米国)】
ハックルベリー	3	3			3	【0.56-1.92(n=8)(ブルーベリー)(米国)】
その他のベリー類果実	10	10			10	【米国ラズベリー参照】
ぶどう	5	5	○	3		
かき						
バナナ						
キウイ※	0.3					
パパイヤ	1					
アボカド	1					
パインアップル						
グアバ						
マンゴー	1					
パッションフルーツ						
その他の果実	2	3			2	アメリカ 【1.35-1.47(n=3)(ライチ)(米国)】
なたね	0.03		IT		0.03	アメリカ 【<0.00600-0.0065(n=12)(カナダ)】
その他のオイルシード						
アーモンド	0.02	0.02		0.02		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【<0.02-0.0418(n=3)(ピスタチオ)(米国)】
その他のスパイス	15	30	○			
その他のハーブ	50	30			50	アメリカ 6.46(\$),5.40(みかん果皮) 【米国クレソン参照】
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		推:0.01
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		推:0.01
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		推:0.0175
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
乳	0.0004	0.0004		0.0004		推:0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
魚介類	0.03	0.0004	申			推:0.022
はちみつ		0.0004				
小麦ふすま	2	2		2		
すもも(乾燥させたもの。)		5				
干しぶどう	5	5		5		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

\*キウイにおいては、米国の残留基準にEUの加工係数0.125(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

答申(案)

## シプロジニル

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.5
大麦	3
ライ麦	0.5
とうもろこし	0.5
そば	0.5
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.5
大豆	0.1
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.6
えんどう	0.2
そら豆	0.6
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の葉	10
クレソン	50
はくさい	1
キャベツ	1
芽キャベツ	1
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	10
チコリ	10
エンダイブ	50
しゅんぎく	50
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
その他のきく科野菜 <sup>注5)</sup>	50
たまねぎ	0.6
ねぎ(リーキを含む。)	4
その他のゆり科野菜 <sup>注6)</sup>	4
にんじん	2
パセリ	50
セロリ	30
その他のせり科野菜 <sup>注7)</sup>	30
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注8)</sup>	0.5
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	2
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	2
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	1
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかい及びスペイス以外のものをいう。

注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

シプロジニル

食品名	残留基準値 ppm
りんご	5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	2
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	5
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	5
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	5
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 <sup>注11)</sup>	10
ぶどう	5
キウイ	0.3
パパイヤ	1
アボカド	1
マンゴー	1
その他の果実 <sup>注12)</sup>	2
なたね	0.03
アーモンド	0.02
その他のナッツ類 <sup>注13)</sup>	0.1
その他のスパイス <sup>注14)</sup>	15
その他のハーブ <sup>注15)</sup>	50
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注16)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注17)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.0004
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注18)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01

注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

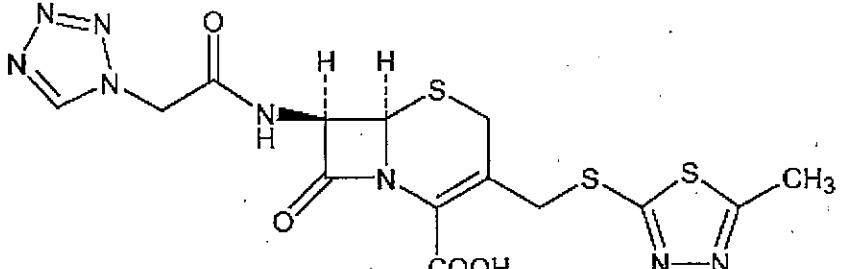
注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シブロジニル

食品名	残留基準値 ppm
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.03
小麦ふすま	2
干しふどう	5

セファゾリン (Cefazolin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく承認事項の変更及び使用基準の改正について意見聴取があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗菌剤										
作用機構	第一世代のセファロスルオリン系抗生物質で、グラム陽性菌及び大腸菌や肺炎桿菌などのグラム陰性菌に抗菌活性を示す。作用機序は、細菌の細胞壁ペプチドグリカンの生合成阻害であり、殺菌的に作用する。										
我が国の承認状況	牛に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.0012 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的 ADI										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：セファゾリンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="547 1426 1405 1685"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>54.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>12.6</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.8	幼小児 (1~6 歳)	54.5	妊婦	15.2	高齢者 (65 歳以上)	12.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.8										
幼小児 (1~6 歳)	54.5										
妊婦	15.2										
高齢者 (65 歳以上)	12.6										
意見聴取の状況	平成 25 年 11 月 8 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

セファゾリン

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	薬事法 ppm	EU ppm
牛の筋肉	0.05	0.05	0.05	
牛の脂肪	0.05	0.05	0.05	
牛の肝臓	0.05	0.05	0.05	
牛の腎臓	0.05	0.05	0.05	
牛の食用部分	0.05	0.05	0.05	
乳	0.05	0.05		0.05

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

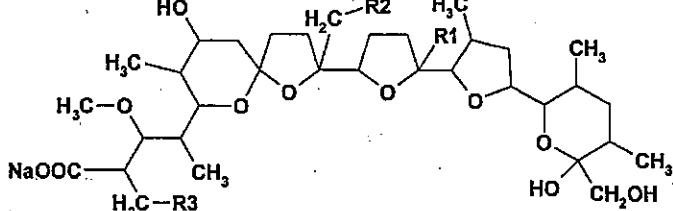
## 答申(案)

## セファゾリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注)</sup>	0.05
乳	0.05

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

## モネンシン (Monensin)

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定																
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。																
構造式	 <table border="1" data-bbox="603 629 1286 797"> <thead> <tr> <th>Factor</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>-CH<sub>2</sub>CH<sub>3</sub></td> <td>-H</td> <td>-H</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>-CH<sub>3</sub></td> <td>-H</td> <td>-H</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>-CH<sub>2</sub>CH<sub>3</sub></td> <td>-H</td> <td>-CH<sub>3</sub></td> </tr> </tbody> </table>	Factor	R1	R2	R3	A	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	-H	-H	B	-CH <sub>3</sub>	-H	-H	C	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	-H	-CH <sub>3</sub>
Factor	R1	R2	R3														
A	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	-H	-H														
B	-CH <sub>3</sub>	-H	-H														
C	-CH <sub>2</sub> CH <sub>3</sub>	-H	-CH <sub>3</sub>														
用途	動物用医薬品及び飼料添加物／抗菌剤																
作用機構	<i>Streptomyces cinnamomensis</i> が產生するポリエーテル系のイオノフォア抗生物質である。一般に、ナトリウム塩として使用される。発酵法により類縁体A、B、C及びDの混合物として生産され、モネンシンAが主要成分である(98%)。																
我が国の承認状況	動物用医薬品としては承認されていない。飼料添加物として指定されており、牛、鶏及びうずらに使用されている。																
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されており、ADIが設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、各国において基準値が設定されている。																
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.003 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 妊娠6~28日間 発生毒性試験 (ウサギ・経口投与)          無毒性量 0.3 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>																
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：モネンシンAとする。																
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1617 1413 1876"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>57.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	19.1	幼小児 (1~6歳)	57.9	妊婦	18.5	高齢者 (65歳以上)	18.8						
	TMDI/ADI比 (%)																
国民平均	19.1																
幼小児 (1~6歳)	57.9																
妊婦	18.5																
高齢者 (65歳以上)	18.8																
意見聴取の状況	平成25年11月8日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO通報及びパブリックコメントを実施予定																
答申案	別紙2のとおり。																

## モネンシン

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	国際基準 ppm
牛の筋肉	0.01	0.05	0.01
豚の筋肉		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.05	0.01
牛の脂肪	0.1	0.05	0.1
豚の脂肪		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.05	0.1
牛の肝臓	0.1	0.05	0.1
豚の肝臓		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.05	0.02
牛の腎臓	0.01	0.05	0.01
豚の腎臓		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.05	0.01
牛の食用部分*	0.1	0.05	
豚の食用部分		0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.02	0.05	
乳	0.002	0.01	0.002
鶏の筋肉	0.01	0.5	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.5	0.01
鶏の脂肪	0.1	0.5	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.5	0.1
鶏の肝臓	0.01	0.5	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.5	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.5	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.5	0.01
鶏の食用部分*	0.01	0.5	
その他の家きんの食用部分*	0.01	0.5	

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

\*：食用部分については、肝臓の値を参照した。

## 答申(案)

## モネンシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.002
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注3)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01

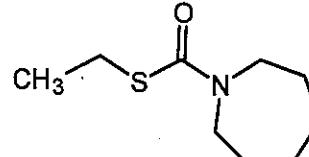
注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※ 今回基準値を設定するモネンシンとは、モネンシンAをいう。

モリネート (Molinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <chem>CCSC(=O)N1CCCCCCC1</chem>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカーバメート系の除草剤である。雑草の幼芽部、茎葉部及び根部から吸収されて生長点に移行し、脂肪酸合成を阻害することにより細胞分裂及び伸長を阻害し、枯死させると考えられている。										
適用作物	移植水稻／ノビエ、直播水稻／水田一年生雑草 等										
我が国の登録状況	水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて米、りんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいて米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.0021 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.21mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: モリネートとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>14.8</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	15.0	幼小児 (1~6 歳)	23.5	妊婦	13.8	高齢者 (65 歳以上)	14.8
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	15.0										
幼小児 (1~6 歳)	23.5										
妊婦	13.8										
高齢者 (65 歳以上)	14.8										
意見聴取の状況	平成 25 年 11 月 8 日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO 通報及びパブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.03(\$)/<0.03(#)/<0.01/ <0.01/<0.001/<0.001
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
グレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チングンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
プロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろとうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しようが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルー・ソーブルーを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
魚介類	0.5		申			推:0.488
ミネラルウォーター類	0.006	0.006		0.006 <sup>(注)</sup>		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(H):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(S):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

注)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起こさない濃度を示す。

答申(案)

モリネート

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
魚介類	0.5
ミネラルウォーター類	0.006